



平成 30 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社サカイ引越センター
代 表 者 代表取締役社長 田島 哲康
(コード番号：9039 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役経理本部長 真鍋 彰郭
(TEL 072-244-1174)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分の一部失権に関するお知らせ

当社は、平成30年7月3日開催の取締役会において決議されました、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関し、一部失権により、当初予定しておりました処分株式数等に変更がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。本件の詳細につきましては、平成30年7月3日付「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 処分の概要の変更内容（変更箇所には下線を付しております）

	変更後	変更前
(1) 処 分 期 日	当社の取締役を対象とする処分 平成 30 年 8 月 1 日 当社の従業員を対象とする処分 平成 30 年 9 月 3 日	当社の取締役を対象とする処分 平成 30 年 8 月 1 日 当社の従業員を対象とする処分 平成 30 年 9 月 3 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 <u>87,900</u> 株	当社普通株式 <u>88,900</u> 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 5,370 円	1 株につき 5,370 円
(4) 処 分 総 額	<u>472,023,000</u> 円	<u>477,393,000</u> 円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。） <u>6</u> 名 <u>6,000</u> 株 当社の従業員 324 名 81,900 株	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。） <u>7</u> 名 <u>7,000</u> 株 当社の従業員 324 名 81,900 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 変更の理由

割当予定の取締役の人数及び処分予定の株式数と実績との差は、自己株式の処分を決定した時点において割当予定であった取締役のうち、割当時点で割当を辞退した取締役1名が失権したことによるものです。

3. 今後の見通し

今回の変更により、当期業績に与える影響は軽微であります。

以 上